

告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバホーム志木店

志木市柏町一丁目九百三十番十三号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）交通安全対策について

出入口NO・2の車は、市道一二三九号線より右折で入る計画となっておりますが、渋滞が心配です。柏町一丁目の旧ワイス工場の出入口となっていた所からの出入りとして下さい。

オープン時の仮駐車場の確保は必ずすること。オープン後、市道で入庫待ち渋滞を発生しないよう徹底すること。

周辺の住宅地への侵入をさせないように看板設置や、客への周知を徹底するよう。

歩行者、自転車の人の安全には十分注意をし、必要な人の配置をして下さい。

（二）騒音、低周波対策について

騒音の予測値は環境基準値以下となっておりますが、住民にとっては大変な負担となります。騒音を出さない対策を徹底して下さい。特に二十四時間稼働の設備は本当に苦痛です。併せて低周波被害も心配されます。設置場所の移動、もしくは発生させない対策を真剣に考えて下さい。

二 縦覧期間

平成二十二年九月七日から平成二十二年十月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター